

昭島市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 松本芳之

昭島市個人情報保護条例（平成10年昭島市条例第37号）及び昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成10年昭島市条例第38号）の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

平成27年 4月27日

昭島市長 北川 穰 一

記

諮問第 51 号

個人情報の目的外の利用について

諮問第 52 号

社会保障・税番号制度に係る特定個人情報保護評価について

諮問事項の詳細は、別紙1及び2のとおり

別紙 2

諮問第 52 号

社会保障・税番号制度に係る特定個人情報保護評価について

(説明) 昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会条例 (平成10年昭島市条例第38号。以下「条例」という。) 第2条の規定に基づき、次の事項について諮問する。

社会保障・税番号制度に係る特定個人情報保護評価について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) が平成25年5月31日に公布され、平成27年10月5日から施行されることとなりました。

同法によって導入される社会保障・税番号制度は、社会保障・税・災害対策その他の分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。同制度において国民一人一人に付される個人番号は、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

一方で個人のプライバシー等の権利利益の保護の観点からは、個人情報の漏えい、個人番号の不正利用による財産被害、国による個人情報の一元管理などへの懸念が示されてきました。

そのため、制度面での保護措置のひとつとして「特定個人情報保護評価」の実施が特定個人情報ファイル (※) を保有しようとする自治体等に義務付けられました。特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することにより特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益の保護を図るものです。

市は、特定個人情報ファイルを取り扱う業務やシステムについて、当該特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与え得る影響を予測して、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認したうえで、このことを「特定個人情報保護評価書」において自ら宣言する必要があります。

特定個人情報保護評価の方法は、国が定める基準 (別添資料2参照) により、事務の対象人数等に応じて、「基礎項目評価」、「重点項目評価」及び「全項目評価」の3段階に設定されていますが、より上位の段階の評価を行

うことも可能とされています。

今回、特定個人情報ファイルを取り扱う事務である住民基本台帳事務に関する事務について、国基準に従い「重点項目評価」を実施することとしました。また、今後実施する特定個人情報保護評価についても、国基準に従って実施したいと考えていますが、このことが条例第2条に規定する「個人情報保護制度に関する重要事項」に該当することから、意見を求めるものです。

※特定個人情報保護ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報の集合物で容易に検索することができるように体系的に構成したものをいいます。

平成27年 5月18日

昭島市長
北川 穰 一 殿

昭島市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 松本 芳之

昭島市個人情報保護条例及び昭島市情報公開・個人情報保護運
営審議会条例に基づく諮問について（答申）

平成27年4月27日付け27企法指第8号にて諮問のあった下記の件について、
別紙のとおり答申します。

記

諮問第51号

個人情報の目的外の利用について

諮問第52号

社会保障・税番号制度に係る特定個人情報保護評価について

答 申

諮問第52号

社会保障・税番号制度に係る特定個人情報保護評価について

社会保障・税番号制度における特定個人情報保護評価を国が定める基準に従い行うことについては、合理的かつ適当であると認め、了承する。

なお、特定個人情報保護評価書の公表に当たっては、市民への分かり易さに配慮した公表の仕方を検討していただきたい。